

公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人船橋市公園協会（以下「協会」という。）へ補助金を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めがあるもののほか必要事項を定め、当該補助金を交付することにより、文化の振興を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とし、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第4条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、対話型鑑賞教育事業及び美術体験講座事業ごとに、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度事業報告書
- (4) 前年度収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金交付決定通知書（第2号様式）により協会に通知する。

(計画変更等の承認)

第6条 協会は、補助事業の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）により市長の承認を受けなければならない。

(計画変更等承認の通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると

認めた場合は補助事業の計画変更等を承認し、その旨を補助事業変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）により協会に通知する。

（実績報告）

第8条 協会は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金交付確定通知書（第6号様式）により協会に通知する。

（交付請求）

第10条 協会は、前条の規定による通知を受けて補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（概算払）

第11条 市長は、特に必要があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は、第5条に規定する補助金交付決定通知書（第2号様式）に記載された補助金の交付決定額を上限とする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（第8号様式）により、市長に請求しなければならない。

（概算払の精算）

第12条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた事業者が、第9条による通知を受けたときは、補助金概算払精算書（第9号様式）により精算の手続をとるとともに、残額が生じた場合にあっては、これを返納しなければならない。

（交付決定の取消等）

第13条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により協会に通知する。また、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助金返還命令書（第11号様式）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。
(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第14条 補助金の交付を受けた協会（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による免税事業者を除く。）は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額（補助金の交付の対象となる費用に含まれる消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助金の交付の対象となる費用で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、補助金消費税仕入控除税額報告書（第12号様式）により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第15条 協会は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後10年間整備しておかなければならぬ。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助事業	会計区分	補助金の額及び補助対象経費	
対話型鑑賞教育事業及び美術体験講座事業	法人会計（管理費）及び公益目的事業会計（事業費）	管理費	<p>補助金の額 経常費用の管理費（補助対象外経費を除く。）から経常収益（補助対象外経費充当分を除く。）を除いた額</p> <p>補助対象経費 役員報酬、給料手当、諸手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、賃金、退職給付費用、旅費交通費</p>
		事業費	<p>補助金の額 経常費用の事業費（補助対象外経費を除く。）から経常収益（補助対象外経費充当分を除く。）を除いた額</p> <p>補助対象経費 紙料手当、諸手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、福利厚生費、賃金、退職給付費用、顧問料、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、広告費、燃料費、光熱水費、使用料、賃借料、保険料、諸謝金、手数料、医薬費、委託料、備品購入費</p>

第1号様式

補助金交付申請書

年　月　日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称		
目的及び内容				
経費所要総額		円		
交付申請額		円		
着手及び完了予定年月日	(着手予定)	年	月	日
	(完了予定)	年	月	日
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他 ()			

■消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

① 補助金交付額の算定
<input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
<input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります (返還額が0円の場合も含む)。
② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由
<input type="checkbox"/> 免税事業者である
<input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/> その他 ()

第2号様式

補助金交付決定通知書

船教文指令第 号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について次のとおり決定した
ので、公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名 称	
交付決定額		円	
交付予定時期			
交付条件		<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容の変更する場合においては、市長の承認を得ること。2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。4 その他市長が必要と認める条件。	

(注) 上記決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

第3号様式

補助事業変更・中止・廃止承認申請書

年　月　日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

補助事業を変更・中止・廃止したいので、公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

指令 年 月 日	年 月 日	
指令番号	船教文指令 第 号	
補助年度	年度	補助事業の名称
変更又は中止(廃止)の理由		
(変更の場合) 補助事業の内容	(変更前) (変更後)	
変更又は中止(廃止) 年月日	年 月 日 (予定)	
添付書類		

第4号様式

補助事業変更・中止・廃止承認通知書

年　月　日

様

船橋市長

印

年　月　日付で申請のあった補助事業変更・中止・廃止について、次のとおり承認したので、公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により通知します。

指令年月日	年　月　日		
指令番号	船教文指令 第 号		
補助年度	年度	補助事業の名称	
変更又は中止(廃止)の理由			
(変更の場合) 補助事業の内容	(変更前) (変更後)		
変更又は中止(廃止) 年月日	年　月　日 (予定)		

第5号様式

補助事業実績報告書

年　月　日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり申請します。

指令年月日	年　月　日				
指令番号	船教文指令 第 号				
補助年度	年度	補助事業の名称			
着手及び完了年月日	(着手)	年　月　日			
	(完了)	年　月　日			
交付決定額	円				
既交付額	円				
補助対象経費精算額	円				
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他 ()				

第6号様式

補助金交付確定通知書

船教文指令第 号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により通知します。

指令 年 月 日	年 月 日		
指令番号	船教文指令 第 号		
補助年度	年度	補助事業の名称	
交付決定額		円	
補助対象経費精算額		円	
交付確定額		円	

第7号様式

補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

指令 年 月 日	年 月 日	
指令番号	船教文指令 第 号	
補助年度	年度	補助事業の名称
交付決定額	円	
交付確定額	円	
既交付額	円	
請求額	円	
未交付額	円	
添付書類		

第8号様式

補助金概算払交付請求書

年　月　日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金概算払請求します。

指令 年 月 日	年 月 日	
指令番号	船教文指令 第 号	
補助年度	年度	補助事業の名称
交付決定額	円	
交付確定額	円	
既交付額	年 月 日	交付 円
今回請求額	円	
未交付額	円	
添付書類	1 補助金交付決定通知書の写し 2 補助金交付額確定通知書の写し 3 その他 ()	

第9号様式

補助金概算払精算書

年　月　日

船橋市長　あて

申請者　所在地

団体名

代表者氏名

公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり精算します。

指令年月日	年　月　日	
指令番号	船教文指令 第 号	
補助年度	年度	補助事業の名称
戻入（返納）額	円	
概算払額	円	
精算金額	円	
差引残額	円	
過給額	円	

第10号様式

補助金交付決定取消通知書

船教文指令第 号

年 月 日

様

船橋市長

印

公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により、交付の取消を決定したので、次のとおり通知します。

指令 年 月 日	年 月 日		
指令番号	船教文指令 第 号		
補助年度	年度	補助事業の名称	
取消 年 月 日	年 月 日		
取消の理由			
取消事業に要する経費	円		
取消となる補助金額	円		

第11号様式

補助金返還命令書

船教文指令第 号

年 月 日

様

船橋市長

印

公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	
指令年月日	年 月 日
指令番号	船教文指令 第 号
交付決定額	円
既交付額	円
交付決定額	円

第12号様式

補助金消費税仕入控除税額報告書

年　月　日

船橋市長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

公益財団法人船橋市公園協会文化振興事業補助金交付要綱の規定により、消費税仕入控除税額を次のとおり報告します。

交付額	円
確定申告により確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円